平成２７年（フ）第２５０号
京都府木津川市木津川台３丁目10番地８
債務者　岩前　初枝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
徳島県徳島市津田西町１丁目９番６号、旧住所徳島県徳島市幸町３丁目10番地
債務者　山田　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
徳島県徳島市川内町榎瀬835番地の30　シエル川内407号室、旧住所宮城県仙台市太白区茂ケ崎３丁目７番20号
債務者　金　　智美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４５号
福井市菅谷１丁目２番７号　シャトレＵ307
債務者　米沢　久美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
福井県敦賀市野神12号40番地の２
債務者　小川　真一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３３号
山口県柳井市柳井1262番地13　市営住宅６棟304号
債務者　松本　純一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３４号
山口県柳井市柳井1262番地13　市営住宅６棟304号
債務者　松本　郁恵
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３５号
山口県岩国市山手町１丁目19番22号　コーポカケモト101
債務者　米本　　望
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４４１号
名古屋市南区白雲町174番地　白雲寮107号
債務者　稲葉　光男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２７号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目４番地Ｃ棟703号
債務者　橋詰　康治
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６号
広島県福山市北吉津町４丁目５番20号
債務者　三宅　靖恵（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３８号
沖縄県浦添市宮城４丁目19番５－302号　Ｃａｌｍ宮城
債務者　西表　亜哉
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手3840番地
債務者　田島　大造
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
山口県周南市大字栗屋543番地の10、前住所山口県下松市南花岡６丁目７番12―601号
債務者　竹村　公宏
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４３４号
東京都日野市三沢１丁目34番地の15ブリリアン・メゾン・オノ103
債務者　佐藤　治夫
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０５６号
東京都府中市北山町２丁目７―10―202
債務者　遠藤　浩史
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０５７号
東京都府中市北山町２丁目７―10―202
債務者　遠藤　孝子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部